

## 隱岐海区漁場計画

1 隠岐海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

### (1) 漁業権に関する事項

#### ① 定置漁業

##### ◎公示番号 定第 51 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隱岐の島町久見池尻鼻地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 151 号、ア、イ及び基点第 151 号の各点を順次に結んだ線によ  
つて囲まれた区域

基点第 151 号 隠岐郡隱岐の島町久見池尻鼻北西端に設置した標柱

ア 基点第 151 号から 353 度 1,200 メートルの点

イ 基点第 151 号から 323 度 1,200 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 151 号 北緯 36 度 20 分 0.2 秒 東経 133 度 15 分 4.6 秒

ア 北緯 36 度 20 分 39.2 秒 東経 133 度 14 分 58.5 秒

イ 北緯 36 度 20 分 31.5 秒 東経 133 度 14 分 35.5 秒

#### (ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり、雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

#### (エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

#### (オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

##### ◎公示番号 定第 52 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隱岐の島町北方地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 152 号、ア、イ、ウ及び基点第 152 号の各点を順次に結んだ線  
によって囲まれた区域

基点第 152 号 隠岐郡隱岐の島町北方村松通称中ノ島に設置した標柱

ア 基点第 152 号から 263 度 1,300 メートルの点

イ 基点第 152 号から 232 度 1,400 メートルの点

ウ 基点第 152 号から 163 度 700 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 152 号 北緯 36 度 17 分 7.0 秒 東経 133 度 11 分 5.9 秒

ア 北緯 36 度 17 分 1.6 秒 東経 133 度 10 分 14.5 秒

イ 北緯 36 度 16 分 38.9 秒 東経 133 度 10 分 22.0 秒

ウ 北緯 36 度 16 分 45.2 秒 東経 133 度 11 分 14.1 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり、雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第53号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字崎地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯36度2分36.2秒 東経133度5分9.2秒

イ 北緯36度1分56.2秒 東経133度5分22.4秒

ウ 北緯36度2分16.6秒 東経133度5分59.7秒

エ 北緯36度2分21.4秒 東経133度5分48.3秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり、雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第54号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字崎地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第153号 隠岐郡海士町大字崎荒浦地先岩上に設置した標柱

ア 基点第153号から263度1分246.8メートルの点

イ 基点第153号から198度34分611.9メートルの点

ウ 基点第153号から141度53分737.2メートルの点

エ 基点第153号から107度25分267.3メートルの点

（参考値）緯度・経度

ア 北緯36度2分56.6秒 東経133度5分39.6秒

イ 北緯36度2分38.7秒 東経133度5分41.6秒

ウ 北緯36度2分38.7秒 東経133度6分7.7秒

エ 北緯36度2分55.0秒 東経133度5分59.7秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり、雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第55号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字浦郷三度地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第154号、ア、イ及び基点第154号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第154号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷三度青凧浜中岩に設置した標柱

ア 基点第154号から217度750メートルの点

イ 基点第154号から169度1,200メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第154号 北緯36度3分31.3秒 東経132度57分57.7秒

ア 北緯36度3分11.7秒 東経132度57分39.6秒

イ 北緯36度2分52.8秒 東経132度58分7.0秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり、雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第56号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第155号、ア、イ及び基点第155号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第155号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島北端に設置した標柱

ア 基点第155号から55度500メートルの点

イ 基点第155号から7度500メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第155号 北緯36度3分3.1秒 東経133度0分3.8秒

ア 北緯36度3分12.4秒 東経133度0分20.1秒

イ 北緯36度3分19.3秒 東経133度0分6.1秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（いか、雑魚定置漁業）

漁業時期：9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第57号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字浦郷珍崎地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第156号、ア、イ及び基点第156号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第156号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷赤島東端岩に設置した標柱

ア 基点第156号から97度400メートルの点

イ 基点第156号から54度490メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第156号 北緯36度3分49.6秒 東経132度59分21.7秒

ア 北緯36度3分48.0秒 東経132度59分37.8秒

イ 北緯36度3分59.0秒 東経132度59分37.7秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（いか、雑魚定置漁業）

漁業時期：9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第58号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字浦郷地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第157号、ア、イ及び基点第157号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第157号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷島根鼻南端に設置した標柱

ア 基点第157号から215度450メートルの点

イ 基点第157号から167度450メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第157号 北緯36度5分1.3秒 東経132度59分30.4秒

ア 北緯36度4分49.3秒 東経132度59分20.1秒

イ 北緯36度4分46.2秒 東経132度59分34.5秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（いか、雑魚定置漁業）

漁業時期：9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

② 区画漁業

#### ◎公示番号 区第91号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町加茂神尾地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第601号 隠岐郡隠岐の島町加茂神尾に設置した標柱

基点第602号 隠岐郡隠岐の島町加茂的ノ前東端に設置した標柱

ア 基点第601号から178度1,180メートルの点

イ アから308度300メートルの点

ウ エから308度300メートルの点

エ 基点第602号から178度700メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯36度9分28.6秒 東経133度16分16.2秒

イ 北緯36度9分34.7秒 東経133度16分6.8秒

ウ 北緯36度10分3.3秒 東経133度16分36.0秒

エ 北緯36度9分57.1秒 東経133度16分45.7秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町加茂

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第92号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第603号、ア、イ、ウ及び基点第604号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第603号 隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎通称海苔島に設置した標柱

基点第604号 隠岐郡隠岐の島町加茂小鷹取島東端に設置した標柱

ア 基点第603号から270度220メートルの点

- イ アから 180 度 660 メートルの点
- ウ 基点第 604 号から 180 度 570 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 603 号 北緯 36 度 10 分 20.3 秒 東経 133 度 17 分 9.9 秒

基点第 604 号 北緯 36 度 10 分 17.3 秒 東経 133 度 17 分 28.8 秒

ア 北緯 36 度 10 分 20.3 秒 東経 133 度 17 分 7.1 秒

イ 北緯 36 度 9 分 58.8 秒 東経 133 度 17 分 7.1 秒

ウ 北緯 36 度 9 分 58.7 秒 東経 133 度 17 分 28.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町加茂

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第93号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦小鷹取島地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 605 号、ア、イ及び基点第 606 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 605 号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦小鷹取島北端に設置した標柱

基点第 606 号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦小鷹取島東端に設置した標柱

基点第 607 号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦中ノ島北端に設置した標柱

ア 基点第 607 号から 263 度 30 分 290 メートルの点

イ 基点第 607 号から 263 度 30 分 190 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 605 号 北緯 36 度 10 分 19.3 秒 東経 133 度 17 分 27.2 秒

基点第 606 号 北緯 36 度 10 分 18.5 秒 東経 133 度 17 分 28.7 秒

ア 北緯 36 度 10 分 30.8 秒 東経 133 度 17 分 23.0 秒

イ 北緯 36 度 10 分 30.9 秒 東経 133 度 17 分 27.1 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 94 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦中ノ島地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 608 号、ア、イ、ウ及び基点第 608 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 608 号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦中ノ島南端に設置した標柱

ア 基点第 608 号から 90 度 200 メートルの点

イ ウから 90 度 150 メートルの点

ウ 基点第 608 号から 180 度 500 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 608 号 北緯 36 度 10 分 27.1 秒 東経 133 度 17 分 32.6 秒

ア 北緯 36 度 10 分 27.1 秒 東経 133 度 17 分 41.0 秒

イ 北緯 36 度 10 分 10.0 秒 東経 133 度 17 分 39.0 秒

ウ 北緯 36 度 10 分 10.0 秒 東経 133 度 17 分 32.6 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 95 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町今津地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 611 号、ア、イ、ウ、エ及び基点第 611 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 609 号 隠岐郡隠岐の島町今津岸浜白崎南端に設置した標柱

基点第 610 号 隠岐郡隠岐の島町今津岸浜平瀬南端に設置した標柱

基点第 611 号 隠岐郡隠岐の島町今津大崎南端に設置した標柱

基点第 612 号 隠岐郡隠岐の島町今津、西沖防波堤突端に設置した標柱

ア 基点第 609 号から 150 度 190 メートルの点

イ 基点第 610 号から 217 度 30 分 720 メートルの点

ウ 基点第 612 号から 180 度 500 メートルの点

エ 基点第 612 号から 180 度 190 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 611 号 北緯 36 度 10 分 16.9 秒 東経 133 度 18 分 10.7 秒

ア 北緯 36 度 10 分 27.2 秒 東経 133 度 17 分 45.2 秒

イ 北緯 36 度 10 分 9.6 秒 東経 133 度 17 分 43.6 秒

ウ 北緯 36 度 10 分 6.8 秒 東経 133 度 18 分 31.5 秒

エ 北緯 36 度 10 分 17.0 秒 東経 133 度 18 分 31.5 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町今津

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

## ◎公示番号 区第 96 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町今津地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 613 号、ア、イ及び基点第 614 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 613 号 隠岐郡隠岐の島町今津オシドリに設置した標柱

基点第 614 号 隠岐郡隠岐の島町今津川尻瀬の上に設置した標柱

ア 基点第 613 号から 180 度 980 メートルの点

イ 基点第 614 号から 180 度 250 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 613 号 北緯 36 度 10 分 21.2 秒 東経 133 度 18 分 38.6 秒

基点第 614 号 北緯 36 度 10 分 1.6 秒 東経 133 度 19 分 31.7 秒

ア 北緯 36 度 9 分 49.1 秒 東経 133 度 18 分 38.6 秒

イ 北緯 36 度 9 分 53.5 秒 東経 133 度 19 分 31.7 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町今津（今津岸浜を除く。）

(キ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 97 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町東町金峯山立木地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 615 号、ア、イ、ウ及び基点第 617 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 615 号 隠岐郡隠岐の島町東町舟島崎に設置した標柱

基点第 616 号 隠岐郡隠岐の島町東町高瀬崎に設置した標柱

基点第 617 号 隠岐郡隠岐の島町東町吹上崎に設置した標柱

ア 基点第 615 号から 179 度 300 メートルの点

イ 基点第 616 号から 132 度 300 メートルの点

ウ 基点第 617 号から 132 度 300 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 615 号 北緯 36 度 11 分 46.5 秒 東経 133 度 20 分 57.4 秒

基点第 617 号 北緯 36 度 11 分 58.5 秒 東経 133 度 21 分 20.9 秒

ア 北緯 36 度 11 分 36.5 秒 東経 133 度 20 分 57.6 秒

イ 北緯 36 度 11 分 43.7 秒 東経 133 度 21 分 18.0 秒

ウ 北緯 36 度 11 分 51.9 秒 東経 133 度 21 分 30.0 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町東町、中町、西町及び港町

(キ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 98 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町飯田チエバ地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 618 号、ア、イ、ウ及び基点第 618 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 618 号 隠岐郡隠岐の島町飯田立木チエバ南端に設置した標柱

ア 基点第 618 号から 180 度 100 メートルの点

イ アから 90 度 300 メートルの点

ウ 基点第 618 号から 90 度 300 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 618 号 北緯 36 度 12 分 9.3 秒 東経 133 度 21 分 34.7 秒

ア 北緯 36 度 12 分 6.2 秒 東経 133 度 21 分 34.7 秒

イ 北緯 36 度 12 分 6.2 秒 東経 133 度 21 分 46.0 秒

ウ 北緯 36 度 12 分 9.3 秒 東経 133 度 21 分 46.0 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町東町、中町、西町及び港町

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 99 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町犬来長浜地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 619 号、ア、イ及び基点第 620 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 619 号 隠岐郡隠岐の島町犬来通称ヤマノシ東端に設置した標柱

基点第 620 号 隠岐郡隠岐の島町釜通称わが灘突端に設置した標柱

ア 基点第 619 号から 90 度 500 メートルの点

イ 基点第 620 号から 90 度 500 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 619 号 北緯 36 度 13 分 27.6 秒 東経 133 度 22 分 32.2 秒

基点第 620 号 北緯 36 度 13 分 58.7 秒 東経 133 度 22 分 37.2 秒

ア 北緯 36 度 13 分 27.6 秒 東経 133 度 22 分 52.4 秒

イ 北緯 36 度 13 分 58.7 秒 東経 133 度 22 分 57.3 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町犬来

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

## ◎公示番号 区第 100 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町布施向谷地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 621 号、ア、イ、基点第 622 号及び基点第 621 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 621 号 隠岐郡隠岐の島町卯敷アゴ越崎通称赤島西端に設置した標柱

基点第 622 号 隠岐郡隠岐の島町布施向谷 1158 番地 1 に設置した標柱

ア 基点第 621 号から 0 度 140 メートルの点

イ 基点第 622 号から 0 度 150 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点 621 号 北緯 36 度 17 分 25.8 秒 東経 133 度 21 分 47.0 秒

基点 622 号 北緯 36 度 17 分 25.9 秒 東経 133 度 21 分 26.0 秒

ア 北緯 36 度 17 分 30.4 秒 東経 133 度 21 分 47.0 秒

イ 北緯 36 度 17 分 30.9 秒 東経 133 度 21 分 26.0 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町布施

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

## ◎公示番号 区第 101 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町飯美深浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 624 号、ア、イ、ウ及び基点第 624 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 623 号 隠岐郡隠岐の島町飯美タナノ崎北端に設置した標柱

基点第 624 号 隠岐郡隠岐の島町飯美通称うまのせに設置した標柱

ア 基点第 623 号から 40 度 20 メートルの点

イ 基点第 623 号から 40 度 320 メートルの点

ウ 基点第 624 号から 40 度 300 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点 624 号 北緯 36 度 18 分 17.0 秒 東経 133 度 20 分 26.4 秒

ア 北緯 36 度 18 分 12.8 秒 東経 133 度 20 分 34.5 秒

イ 北緯 36 度 18 分 20.3 秒 東経 133 度 20 分 42.2 秒

ウ 北緯 36 度 18 分 24.5 秒 東経 133 度 20 分 34.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町飯美

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第102号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町元屋地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第625号及び基点第626号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第625号 隠岐郡隠岐の島町元屋通称馬の瀬北端に設置した標柱

基点第626号 隠岐郡隠岐の島町元屋通称イララギ東端に設置した標柱

（参考値）緯度・経度

基点第625号 北緯36度18分59.3秒 東経133度19分25.0秒

基点第626号 北緯36度19分17.5秒 東経133度19分7.4秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町元屋

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第103号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町北方福浦地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
（ただし、福浦3号防波堤の内側の水域を除く。）

ア 北緯36度17分2.5秒 東経133度11分33.4秒

イ 北緯36度17分5.9秒 東経133度11分48.3秒

ウ 北緯36度16分52.8秒 東経133度12分9.8秒

エ 北緯36度16分46.8秒 東経133度11分51.8秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町北方及び南方

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第104号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町蛸木地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第627号、ア、イ及び基点第628号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第627号 隠岐郡隠岐の島町蛸木後谷南端に設置した標柱

基点第628号 隠岐郡隠岐の島町蛸木後谷に設置した標柱

ア 基点第627号から90度270メートルの点

イ 基点第628号から90度220メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第627号 北緯36度9分42.5秒 東経133度15分10.2秒

基点第628号 北緯36度9分44.9秒 東経133度15分12.3秒

ア 北緯36度9分42.5秒 東経133度15分21.2秒

イ 北緯36度9分44.9秒 東経133度15分21.1秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町蛸木

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第105号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字豊田オオヤ地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第629号、ア、イ及び基点第630号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第629号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港北側突端に設置した標柱

基点第630号 隠岐郡海士町大字豊田通称オオヤのワレに設置した標柱

基点第 631 号 隠岐郡海士町大字豊田エビス鼻に設置した標柱

ア 基点第 629 号から 112 度 210 メートルの点

イ 基点第 630 号から 90 度の線と基点第 631 号及びアを結んだ線との交点

(参考値) 緯度・経度

基点第 629 号 北緯 36 度 5 分 48.0 秒 東経 133 度 7 分 39.1 秒

基点第 630 号 北緯 36 度 5 分 53.4 秒 東経 133 度 7 分 39.9 秒

ア 北緯 36 度 5 分 45.1 秒 東経 133 度 7 分 47.9 秒

イ 北緯 36 度 5 分 53.4 秒 東経 133 度 7 分 50.3 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字豊田

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 106 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字豊田能田地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 632 号、ア、イ及び基点第 633 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 632 号 隠岐郡海士町大字豊田能田、野田防波堤に設置した標柱

基点第 633 号 隠岐郡海士町大字豊田能田前に設置した標柱

基点第 634 号 隠岐郡海士町大字豊田能田、沖防波堤に設置した標柱

ア 基点第 634 号から 228 度 380 メートルの点

イ 基点第 634 号から 228 度 150 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 632 号 北緯 36 度 6 分 27.8 秒 東経 133 度 7 分 49.0 秒

基点第 633 号 北緯 36 度 6 分 34.3 秒 東経 133 度 7 分 53.6 秒

ア 北緯 36 度 6 分 24.8 秒 東経 133 度 7 分 49.8 秒

イ 北緯 36 度 6 分 29.9 秒 東経 133 度 7 分 56.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字豊田

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 107 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字海士菱浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 635 号及び基点第 636 号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 635 号 隠岐郡海士町大字海士北分に設置した標柱（東側）

基点第 636 号 隠岐郡海士町大字海士北分に設置した標柱（西側）

（参考値）緯度・経度

基点第 635 号 北緯 36 度 6 分 44.8 秒 東経 133 度 4 分 47.7 秒

基点第 636 号 北緯 36 度 6 分 32.6 秒 東経 133 度 4 分 38.4 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字福井

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 108 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字福井地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 637 号及び基点第 638 号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 637 号 隠岐郡海士町大字福井に設置した標柱（東側）

基点第 638 号 隠岐郡海士町大字福井に設置した標柱（西側）

（参考値）緯度・経度

基点第 637 号 北緯 36 度 6 分 19.4 秒 東経 133 度 4 分 15.5 秒

基点第 638 号 北緯 36 度 6 分 3.8 秒 東経 133 度 3 分 51.6 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字海士

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第 109 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字崎長浜地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 640 号、ア及び基点第 641 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 639 号 隠岐郡海士町大字崎通称沖ノ瀬南端に設置した標柱

基点第 640 号 隠岐郡海士町大字崎通称カーブシ鼻東端に設置した標柱

基点第 641 号 隠岐郡海士町大字崎松屋鼻南端に設置した標柱

ア 基点第 640 号から 125 度の線と基点第 639 号及び基点第 641 号を結んだ線との交点

(参考値) 緯度・経度

基点第 640 号 北緯 36 度 2 分 43.2 秒 東経 133 度 4 分 49.2 秒

基点第 641 号 北緯 36 度 2 分 43.7 秒 東経 133 度 5 分 14.7 秒

ア 北緯 36 度 2 分 34.0 秒 東経 133 度 5 分 5.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字崎

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第 110 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字知々井イタイ地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 642 号及び基点第 643 号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 642 号 隠岐郡海士町大字知々井黒崎鼻南端に設置した標柱

基点第 643 号 隠岐郡海士町大字知々井白崎鼻西端に設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第 642 号 北緯 36 度 4 分 28.5 秒 東経 133 度 7 分 28.0 秒

基点第 643 号 北緯 36 度 4 分 26.1 秒 東経 133 度 7 分 42.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字知々井

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第111号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字知々井保々見地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第644号、ア及び基点第645号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第644号 隠岐郡海士町大字知々井保々見、沖防波堤南東端に設置した標柱

基点第645号 隠岐郡海士町大字知々井保々見高田鼻南東端に設置した標柱

ア 基点第645号から115度200メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第644号 北緯36度5分6.0秒 東経133度7分21.7秒

基点第645号 北緯36度5分25.7秒 東経133度7分39.8秒

ア 北緯36度5分22.0秒 東経133度7分46.2秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字知々井

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第112号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字宇賀犬島地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第646号、ア、イ及び基点第647号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第646号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀犬島東端に設置した標柱

基点第647号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀冠島北端に設置した標柱

ア 基点第646号から120度200メートルの点

イ 基点第647号から120度200メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 646 号 北緯 36 度 7 分 33.0 秒 東経 133 度 5 分 15.6 秒

基点第 647 号 北緯 36 度 8 分 21.4 秒 東経 133 度 5 分 34.5 秒

ア 北緯 36 度 7 分 29.6 秒 東経 133 度 5 分 22.3 秒

イ 北緯 36 度 8 分 18.5 秒 東経 133 度 5 分 41.4 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町大字宇賀

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 113 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字美田いざなぎ地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 648 号、基点第 649 号及び基点第 650 号の各点を順次に結んだ線並びに基点第 651 号及び基点第 652 号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 648 号 隠岐郡西ノ島町大字美田大床 3734 番地通称カタド北端に設置した標柱

基点第 649 号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒島南端に設置した標柱

基点第 650 号 隠岐郡西ノ島町大字美田白崎鼻亀島北端に設置した標柱

基点第 651 号 隠岐郡西ノ島町大字美田白崎鼻亀島南端に設置した標柱

基点第 652 号 隠岐郡西ノ島町大字美田白崎鼻東側に設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第 648 号 北緯 36 度 6 分 51.3 秒 東経 132 度 59 分 58.0 秒

基点第 649 号 北緯 36 度 7 分 9.7 秒 東経 132 度 59 分 17.4 秒

基点第 650 号 北緯 36 度 7 分 2.6 秒 東経 132 度 59 分 14.6 秒

基点第 651 号 北緯 36 度 6 分 54.0 秒 東経 132 度 59 分 14.5 秒

基点第 652 号 北緯 36 度 6 分 50.1 秒 東経 132 度 59 分 14.0 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町大字美田

(キ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 241 号

- (ア) 漁場の位置 隠岐郡隱岐の島町加茂タケイシ地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第 653 号、ア、イ、ウ及び基点 653 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 653 号 隠岐郡隱岐の島町加茂的ノ前に設置した標柱

ア 基点第 653 号から 90 度 50 メートルの点

イ アから 351 度 440 メートルの点

ウ 基点第 653 号から 351 度 440 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 653 号 北緯 36 度 10 分 19.8 秒 東経 133 度 16 分 44.0 秒

ア 北緯 36 度 10 分 19.8 秒 東経 133 度 16 分 46.7 秒

イ 北緯 36 度 10 分 34.8 秒 東経 133 度 16 分 43.9 秒

ウ 北緯 36 度 10 分 34.8 秒 東経 133 度 16 分 41.6 秒

- (ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

- (オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- (カ) 関係地区 隠岐郡隱岐の島町加茂

- (キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 242 号

- (ア) 漁場の位置 隠岐郡隱岐の島町加茂ろうぶつ釜地先

- (イ) 漁場の区域 次の基点 654 号、ア、イ及び基点 655 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 654 号 隠岐郡隱岐の島町加茂新崎に設置した標柱

基点第 655 号 隠岐郡隱岐の島町加茂赤崎に設置した標柱

ア 基点第 654 号から 270 度 30 メートルの点

イ 基点第 655 号から 270 度 75 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 654 号 北緯 36 度 10 分 55.2 秒 東経 133 度 16 分 46.9 秒

基点第 655 号 北緯 36 度 10 分 35.8 秒 東経 133 度 16 分 51.6 秒

ア 北緯 36 度 10 分 55.2 秒 東経 133 度 16 分 45.2 秒

イ 北緯 36 度 10 分 35.8 秒 東経 133 度 16 分 48.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町加茂

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第243号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及び基点657号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第656号 隠岐郡隠岐の島町加茂通称役人島南端に設置した標柱

基点第657号 隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎海苔島に設置した標柱

ア 基点第656号から90度の線が最大高潮時海岸線と接する点

イ 基点第656号から270度100メートルの点

ウ 基点第657号から270度200メートルの点

（参考値）緯度・経度

基点第657号 北緯36度10分20.3秒 東経133度17分10.0秒

ア 北緯36度10分33.9秒 東経133度17分11.6秒

イ 北緯36度10分33.9秒 東経133度17分3.1秒

ウ 北緯36度10分20.3秒 東経133度17分1.7秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町加茂

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第244号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第658号、ア及びイの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海

岸線とによって囲まれた区域

基点第 658 号 隠岐郡隠岐の島町加茂簗浦小鷹取島北端に設置した標柱

基点第 659 号 隠岐郡隠岐の島町加茂簗浦中ノ島北端に設置した標柱

ア 基点第 659 号から 263 度 30 分 290 メートルの点

イ 基点第 659 号から 263 度 30 分の線が最大高潮時海岸線と接する点

(参考値) 緯度・経度

基点第 658 号 北緯 36 度 10 分 19.3 秒 東経 133 度 17 分 27.2 秒

ア 北緯 36 度 10 分 30.8 秒 東経 133 度 17 分 23.0 秒

イ 北緯 36 度 10 分 30.4 秒 東経 133 度 17 分 19.1 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町加茂簗浦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 245-1 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町元屋地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 660 号、基点第 661 号、基点第 662 号及び基点第 663 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 660 号 隠岐郡隠岐の島町元屋、元屋岸壁突端に設置した標柱

基点第 661 号 隠岐郡隠岐の島町元屋、中村東防波堤突端に設置した標柱

基点第 662 号 隠岐郡隠岐の島町元屋、沖防波堤突端に設置した標柱

基点第 663 号 隠岐郡隠岐の島町元屋、沖防波堤突端を南東に延長した海岸に設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第 660 号 北緯 36 度 19 分 11.6 秒 東経 133 度 18 分 34.7 秒

基点第 661 号 北緯 36 度 19 分 24.1 秒 東経 133 度 18 分 41.7 秒

基点第 662 号 北緯 36 度 19 分 35.0 秒 東経 133 度 18 分 53.7 秒

基点第 663 号 北緯 36 度 19 分 30.8 秒 東経 133 度 18 分 58.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町元屋、中村及び湊

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第 245-2 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町元屋地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 660 号、基点第 661 号、基点第 662 号及び基点第 663 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 660 号 隠岐郡隠岐の島町元屋、元屋岸壁突端に設置した標柱

基点第 661 号 隠岐郡隠岐の島町元屋、中村東防波堤突端に設置した標柱

基点第 662 号 隠岐郡隠岐の島町元屋、沖防波堤突端に設置した標柱

基点第 663 号 隠岐郡隠岐の島町元屋、沖防波堤突端を南東に延長した海岸に設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第 660 号 北緯 36 度 19 分 11.6 秒 東経 133 度 18 分 34.7 秒

基点第 661 号 北緯 36 度 19 分 24.1 秒 東経 133 度 18 分 41.7 秒

基点第 662 号 北緯 36 度 19 分 35.0 秒 東経 133 度 18 分 53.7 秒

基点第 663 号 北緯 36 度 19 分 30.8 秒 東経 133 度 18 分 58.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町元屋、中村及び湊

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第 246-1 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町湊地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 664 号及び基点第 665 号を結んだ線並びに基点第 666 号及び基点第 667 号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 664 号 隠岐郡隠岐の島町湊、中村防波堤突端に設置した標柱

基点第 665 号 隠岐郡隠岐の島町湊ひら島南端に設置した標柱

基点第 666 号 隠岐郡隠岐の島町湊ひら島北端に設置した標柱

基点第 667 号 隠岐郡隠岐の島町湊よなぎ東端に設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第 664 号 北緯 36 度 19 分 22.2 秒 東経 133 度 18 分 36.2 秒

基点第 665 号 北緯 36 度 19 分 41.6 秒 東経 133 度 18 分 42.8 秒  
基点第 666 号 北緯 36 度 19 分 42.0 秒 東経 133 度 18 分 42.6 秒  
基点第 667 号 北緯 36 度 19 分 40.5 秒 東経 133 度 18 分 35.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町元屋、中村及び湊

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 246-2 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町湊地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 664 号及び基点第 665 号を結んだ線並びに基点第 666 号及び基点第 667 号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 664 号 隠岐郡隠岐の島町湊、中村防波堤突端に設置した標柱

基点第 665 号 隠岐郡隠岐の島町湊ひら島南端に設置した標柱

基点第 666 号 隠岐郡隠岐の島町湊ひら島北端に設置した標柱

基点第 667 号 隠岐郡隠岐の島町湊よなぎ東端に設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第 664 号 北緯 36 度 19 分 22.2 秒 東経 133 度 18 分 36.2 秒

基点第 665 号 北緯 36 度 19 分 41.6 秒 東経 133 度 18 分 42.8 秒

基点第 666 号 北緯 36 度 19 分 42.0 秒 東経 133 度 18 分 42.6 秒

基点第 667 号 北緯 36 度 19 分 40.5 秒 東経 133 度 18 分 35.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町元屋、中村及び湊

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 247 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町津戸古釜谷地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 668 号 隠岐郡隱岐の島町津戸前平島北端に設置した標柱

基点第 669 号 隠岐郡隱岐の島町津戸古釜谷に設置した標柱

ア 基点第 668 号から 38 度 280 メートルの点

イ アから 128 度 140 メートルの点

ウ 基点第 669 号から 308 度 80 メートルの点

エ 基点第 669 号から 308 度 220 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 36 度 9 分 58.9 秒 東経 133 度 14 分 46.3 秒

イ 北緯 36 度 9 分 56.1 秒 東経 133 度 14 分 50.9 秒

ウ 北緯 36 度 10 分 13.6 秒 東経 133 度 15 分 5.4 秒

エ 北緯 36 度 10 分 16.5 秒 東経 133 度 15 分 0.9 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隱岐の島町津戸

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

## ◎公示番号 区第 248 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隱岐の島町蛸木糠谷地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 670 号、ア、イ及び基点第 671 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 670 号 隠岐郡隱岐の島町蛸木通称加島に設置した標柱

基点第 671 号 隠岐郡隱岐の島町蛸木江津鼻西端に設置した標柱

ア 基点第 670 号から 310 度 75 メートルの点

イ 基点第 671 号から 0 度 250 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 670 号 北緯 36 度 10 分 9.2 秒 東経 133 度 15 分 43.9 秒

基点第 671 号 北緯 36 度 9 分 52.0 秒 東経 133 度 15 分 29.8 秒

ア 北緯 36 度 10 分 10.8 秒 東経 133 度 15 分 41.5 秒

イ 北緯 36 度 10 分 0.0 秒 東経 133 度 15 分 29.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町蛸木

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第249号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字海士高石地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第672号、ア及び基点第673号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第672号 隠岐郡海士町大字知々井保々見高田鼻に設置した標柱

基点第673号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港南側突端に設置した標柱

ア 基点第673号から112度250メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第672号 北緯36度5分33.4秒 東経133度7分41.6秒

基点第673号 北緯36度5分41.2秒 東経133度7分33.7秒

ア 北緯36度5分38.1秒 東経133度7分43.0秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字豊田

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第250号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字海士高石地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第674号、ア、イ及び基点第675号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第674号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港南側突端に設置した標柱

基点第675号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港南防波堤突端に設置した標柱

ア 基点第674号から112度250メートルの点

イ 基点第675号から112度240メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 674 号 北緯 36 度 5 分 41.2 秒 東経 133 度 7 分 33.7 秒

基点第 675 号 北緯 36 度 5 分 43.5 秒 東経 133 度 7 分 35.6 秒

ア 北緯 36 度 5 分 38.1 秒 東経 133 度 7 分 43.0 秒

イ 北緯 36 度 5 分 40.6 秒 東経 133 度 7 分 44.7 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字豊田

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 251 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字豊田能田地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 676 号、ア及び基点第 677 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 676 号 隠岐郡海士町大字豊田能田、沖防波堤に設置した標柱

基点第 677 号 隠岐郡海士町大字豊田能田前に設置した標柱

ア 基点第 676 号から 228 度 150 メートルの点

（参考値）緯度・経度

基点第 676 号 北緯 36 度 6 分 33.0 秒 東経 133 度 8 分 1.0 秒

基点第 677 号 北緯 36 度 6 分 34.3 秒 東経 133 度 7 分 53.6 秒

ア 北緯 36 度 6 分 29.9 秒 東経 133 度 7 分 56.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字豊田

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 252 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字海士佐々木地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 678 号、ア、イ及び基点第 679 号の各点を順次に結んだ線並び

に最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 678 号 隠岐郡海士町大字海士小船崎西端に設置した標柱

基点第 679 号 隠岐郡海士町大字海士佐々木に設置した標柱

ア 基点第 678 号から 277 度 20 メートルの点

イ 基点第 679 号から 277 度 180 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 678 号 北緯 36 度 6 分 32.2 秒 東経 133 度 5 分 31.0 秒

基点第 679 号 北緯 36 度 6 分 11.3 秒 東経 133 度 5 分 26.4 秒

ア 北緯 36 度 6 分 32.4 秒 東経 133 度 5 分 30.1 秒

イ 北緯 36 度 6 分 11.8 秒 東経 133 度 5 分 18.5 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字海士

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 253 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字福井松ヶ崎地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 680 号、ア、イ及び基点第 681 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 680 号 隠岐郡海士町大字福井松ヶ崎西端に設置した標柱

基点第 681 号 隠岐郡海士町大字福井に設置した標柱

ア 基点第 680 号から 270 度 150 メートルの点

イ 基点第 681 号から 250 度 300 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 680 号 北緯 36 度 6 分 3.0 秒 東経 133 度 3 分 51.5 秒

基点第 681 号 北緯 36 度 5 分 57.1 秒 東経 133 度 3 分 51.1 秒

ア 北緯 36 度 6 分 3.0 秒 東経 133 度 3 分 45.3 秒

イ 北緯 36 度 5 分 54.0 秒 東経 133 度 3 分 39.7 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- (オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字福井
- (キ) 条件
  - (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
  - (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第 254 号

- (ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字福井根木地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第 682 号、ア、イ及び基点第 683 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点第 682 号 隠岐郡海士町大字福井木戸南端に設置した標柱
  - 基点第 683 号 隠岐郡海士町大字福井小根木西端に設置した標柱
  - ア 基点第 682 号から 270 度 150 メートルの点
  - イ 基点第 683 号から 270 度 310 メートルの点
- (参考値) 緯度・経度
  - 基点第 682 号 北緯 36 度 5 分 37.4 秒 東経 133 度 3 分 56.0 秒
  - 基点第 683 号 北緯 36 度 5 分 12.3 秒 東経 133 度 4 分 12.2 秒
  - ア 北緯 36 度 5 分 37.4 秒 東経 133 度 3 分 49.6 秒
  - イ 北緯 36 度 5 分 12.3 秒 東経 133 度 3 分 59.6 秒
- (ウ) 漁業の種類及び漁業時期
  - 漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）
  - 漁業時期：1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで
- (オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字海士、福井、宇受賀及び豊田
- (キ) 条件
  - (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
  - (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第 255 号

- (ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字福井白津地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第 684 号、ア、イ及び基点第 685 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点第 684 号 隠岐郡海士町大字福井小根木西端に設置した標柱
  - 基点第 685 号 隠岐郡海士町大字福井目干西端に設置した標柱
  - ア 基点第 684 号から 270 度 310 メートルの点
  - イ 基点第 685 号から 270 度 150 メートルの点
- (参考値) 緯度・経度

基点第 684 号 北緯 36 度 5 分 12.3 秒 東経 133 度 4 分 12.2 秒

基点第 685 号 北緯 36 度 5 分 0.7 秒 東経 133 度 4 分 11.0 秒

ア 北緯 36 度 5 分 12.3 秒 東経 133 度 3 分 59.6 秒

イ 北緯 36 度 5 分 0.7 秒 東経 133 度 4 分 4.7 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字福井

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 256 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字海士美田地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 686 号及び基点第 687 号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線と  
によって囲まれた区域

基点第 686 号 隠岐郡海士町大字海士通称丸山鼻西端に設置した標柱

基点第 687 号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻角木に設置した標柱

（参考値）緯度・経度

基点第 686 号 北緯 36 度 4 分 46.8 秒 東経 133 度 4 分 19.7 秒

基点第 687 号 北緯 36 度 4 分 36.1 秒 東経 133 度 4 分 4.5 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字海士、福井、宇受賀及び豊田

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 257 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字御波須賀地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 688 号、ア、イ及び基点第 689 号の各点を順次に結んだ線並び  
に最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 688 号 隠岐郡海士町大字御波、須賀防波堤突端に設置した標柱

基点第 689 号 隠岐郡海士町大字御波須賀に設置した標柱

ア イから 90 度の直線と基点第 688 号から 345 度の直線との交点

イ 基点第 689 号から 344 度 150 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 688 号 北緯 36 度 4 分 4.0 秒 東経 133 度 4 分 41.5 秒

基点第 689 号 北緯 36 度 4 分 1.9 秒 東経 133 度 4 分 35.4 秒

ア 北緯 36 度 4 分 6.6 秒 東経 133 度 4 分 41.2 秒

イ 北緯 36 度 4 分 6.6 秒 東経 133 度 4 分 33.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字御波

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 258 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字御波須賀地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 690 号、ア及び基点第 691 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 690 号 隠岐郡海士町大字御波須賀岩棚南西端に設置した標柱

基点第 691 号 隠岐郡海士町大字御波堤に設置した標柱

ア 基点第 691 号から 264 度 200 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 690 号 北緯 36 度 3 分 48.6 秒 東経 133 度 4 分 29.5 秒

基点第 691 号 北緯 36 度 3 分 37.1 秒 東経 133 度 4 分 24.7 秒

ア 北緯 36 度 3 分 36.6 秒 東経 133 度 4 分 16.9 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字御波

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 259 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字御波内浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 692 号、ア、イ及び基点第 693 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 692 号 隠岐郡海士町大字崎長瀬鼻東端に設置した標柱

基点第 693 号 隠岐郡海士町大字御波三島南東端に設置した標柱

ア 基点第 692 号から 90 度 300 メートルの点

イ 基点第 693 号から 112 度 145 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 692 号 北緯 36 度 3 分 29.4 秒 東経 133 度 6 分 16.5 秒

基点第 693 号 北緯 36 度 3 分 39.4 秒 東経 133 度 6 分 27.9 秒

ア 北緯 36 度 3 分 29.4 秒 東経 133 度 6 分 28.7 秒

イ 北緯 36 度 3 分 37.2 秒 東経 133 度 6 分 33.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字御波

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 260 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字御波大滝地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 694 号、ア、イ及び基点第 695 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 694 号 隠岐郡海士町大字御波三ノ浦北端に設置した標柱

基点第 695 号 隠岐郡海士町大字御波大滝に設置した標柱

ア 基点第 694 号から 35 度 55 メートルの点

イ 基点第 695 号から 35 度 60 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 694 号 北緯 36 度 3 分 54.2 秒 東経 133 度 6 分 27.2 秒

基点第 695 号 北緯 36 度 4 分 1.6 秒 東経 133 度 6 分 12.8 秒

ア 北緯 36 度 3 分 55.8 秒 東経 133 度 6 分 28.3 秒

イ 北緯 36 度 4 分 3.2 秒 東経 133 度 6 分 14.3 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字御波

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第261号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字御波深浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第696号、ア、イ及び基点第697号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第696号 隠岐郡海士町大字御波大滝に設置した標柱

基点第697号 隠岐郡海士町大字御波深浦に設置した標柱

ア 基点第696号から35度60メートルの点

イ 基点第697号から35度60メートルの点

（参考値）緯度・経度

基点第696号 北緯36度4分1.6秒 東経133度6分12.8秒

基点第697号 北緯36度4分8.7秒 東経133度6分2.4秒

ア 北緯36度4分3.2秒 東経133度6分14.3秒

イ 北緯36度4分10.2秒 東経133度6分3.8秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字御波

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第262号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字御波地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第698号、ア、イ及び基点第699号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第698号 隠岐郡海士町大字御波古小浦に設置した標柱

基点第 699 号 隠岐郡海士町大字御波竹岬に設置した標柱

ア 基点第 698 号から 208 度 55 メートルの点

イ 基点第 699 号から 208 度 55 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 698 号 北緯 36 度 4 分 13.4 秒 東経 133 度 6 分 7.7 秒

基点第 699 号 北緯 36 度 4 分 5.6 秒 東経 133 度 6 分 23.6 秒

ア 北緯 36 度 4 分 11.6 秒 東経 133 度 6 分 6.6 秒

イ 北緯 36 度 4 分 3.9 秒 東経 133 度 6 分 22.4 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字御波

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 263 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字知々井宇津屋地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 700 号及び基点第 701 号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線と  
によって囲まれた区域

基点第 700 号 隠岐郡海士町大字知々井宇津屋鼻に設置した標柱

基点第 701 号 隠岐郡海士町大字知々井ハツガ崎に設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第 700 号 北緯 36 度 3 分 54.0 秒 東経 133 度 7 分 5.5 秒

基点第 701 号 北緯 36 度 4 分 12.6 秒 東経 133 度 7 分 6.1 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字知々井

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

## ◎公示番号 区第 264 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字知々井セイ地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 702 号、ア及び基点第 703 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 702 号 隠岐郡海士町大字知々井ハツガ崎に設置した標柱

基点第 703 号 隠岐郡海士町大字知々井、防波堤突端に設置した標柱

ア 基点第 702 号から 65 度 120 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 702 号 北緯 36 分 4 秒 14.3 秒 東経 133 度 7 分 5.8 秒

基点第 703 号 北緯 36 分 4 秒 39.3 秒 東経 133 度 6 分 57.1 秒

ア 北緯 36 度 4 分 16.1 秒 東経 133 度 7 分 10.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字知々井

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

## ◎公示番号 区第 265 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字知々井沖田峰地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 704 号及び基点第 705 号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 704 号 隠岐郡海士町大字知々井フテ崎に設置した標柱

基点第 705 号 隠岐郡海士町大字知々井小黒崎に設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第 704 号 北緯 36 度 4 分 37.9 秒 東経 133 度 7 分 8.3 秒

基点第 705 号 北緯 36 度 4 分 30.2 秒 東経 133 度 7 分 18.1 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字知々井

(キ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 266 号

- (ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字知々井長浜地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第 706 号、ア、イ及び基点第 707 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 706 号 隠岐郡海士町大字知々井に設置した標柱（南側）

基点第 707 号 隠岐郡海士町大字知々井に設置した標柱（北側）

ア 基点第 706 号から 120 度 300 メートルの点

イ 基点第 707 号から 120 度 300 メートルの点

（参考値）緯度・経度

基点第 706 号 北緯 36 度 4 分 42.6 秒 東経 133 度 8 分 5.9 秒

基点第 707 号 北緯 36 度 4 分 50.1 秒 東経 133 度 8 分 11.7 秒

ア 北緯 36 度 4 分 37.7 秒 東経 133 度 8 分 16.2 秒

イ 北緯 36 度 4 分 45.2 秒 東経 133 度 8 分 21.9 秒

- (ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

- (オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- (カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字知々井

- (キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 267 号

- (ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字知々井長浜地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第 708 号、ア及び基点第 709 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 708 号 隠岐郡海士町大字知々井長浜南端に設置した標柱

基点第 709 号 隠岐郡海士町大字知々井通称トビ石に設置した標柱

ア 基点第 708 号から 180 度 390 メートルの点

（参考値）緯度・経度

基点第 708 号 北緯 36 度 4 分 54.6 秒 東経 133 度 8 分 21.9 秒

基点第 709 号 北緯 36 度 4 分 41.6 秒 東経 133 度 8 分 29.3 秒

ア 北緯 36 度 4 分 42.2 秒 東経 133 度 8 分 21.9 秒

- (ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字知々井

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第268号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字知々井保々見地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第710号及び基点第711号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線と  
によって囲まれた区域

基点第710号 隠岐郡海士町大字知々井保々見水谷鼻に設置した標柱

基点第711号 隠岐郡海士町大字知々井保々見小グイに設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第710号 北緯36度5分7.7秒 東経133度7分51.4秒

基点第711号 北緯36度5分0.6秒 東経133度7分45.1秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字知々井

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第269号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字知々井保々見桶ヶ浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第712号、ア、イ及び基点第714号の各点を順次に結んだ線並び  
に最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（ただし、区第268号の区域を除く。）

基点第712号 隠岐郡海士町大字知々井保々見蛇谷に設置した標柱

基点第713号 隠岐郡海士町大字知々井保々見水谷鼻北端に設置した標柱

基点第714号 隠岐郡海士町大字知々井保々見通称神田崎に設置した標柱

ア 基点第712号から330度100メートルの点

イ 基点第713号から330度100メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 712 号 北緯 36 度 5 分 10.8 秒 東経 133 度 8 分 5.4 秒

基点第 714 号 北緯 36 度 4 分 54.6 秒 東経 133 度 7 分 11.5 秒

ア 北緯 36 度 5 分 13.9 秒 東経 133 度 8 分 3.5 秒

イ 北緯 36 度 5 分 12.6 秒 東経 133 度 7 分 52.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡海士町大字知々井

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 270 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島地先

(イ) 漁場の区域 次のア、基点第 715 号、基点第 716 号、イ及び基点第 717 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 715 号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷大桂島北東端に設置した標柱

基点第 716 号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島北東端に設置した標柱

基点第 717 号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷通称タカタキに設置した標柱

ア 基点第 715 号から 272 度の線が最大高潮時海岸線と接する点

イ 基点第 717 号から 78 度 30 分 500 メートルの点

（参考値）緯度・経度

基点第 715 号 北緯 36 度 2 分 56.6 秒 東経 133 度 0 分 16.8 秒

基点第 716 号 北緯 36 度 3 分 3.1 秒 東経 133 度 0 分 4.0 秒

基点第 717 号 北緯 36 度 3 分 30.2 秒 東経 132 度 59 分 31.7 秒

ア 北緯 36 度 2 分 57.4 秒 東経 132 度 59 分 39.8 秒

イ 北緯 36 度 3 分 33.8 秒 東経 132 度 59 分 51.5 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町大字浦郷

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 271 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字浦郷珍崎地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 718 号、ア、イ及び基点第 719 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 718 号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷通称アキグリ東端に設置した標柱

基点第 719 号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷赤崎鼻突端に設置した標柱

ア 基点第 718 号から 50 度 440 メートルの点

イ 基点第 719 号から 77 度 150 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 718 号 北緯 36 度 4 分 11.1 秒 東経 132 度 59 分 7.6 秒

基点第 719 号 北緯 36 度 4 分 42.0 秒 東経 132 度 58 分 58.7 秒

ア 北緯 36 度 4 分 20.2 秒 東経 132 度 59 分 21.0 秒

イ 北緯 36 度 4 分 43.4 秒 東経 132 度 59 分 4.7 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町大字浦郷

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 272 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字浦郷島根鼻地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とよって囲まれた区域

ア 北緯 36 度 5 分 10.8 秒 東経 132 度 59 分 8.1 秒

イ 北緯 36 度 5 分 5.0 秒 東経 132 度 59 分 6.9 秒

ウ 北緯 36 度 5 分 1.2 秒 東経 132 度 59 分 30.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町大字浦郷

(キ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 273 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 720 号、ア、イ及び基点第 721 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 720 号 隠岐郡西ノ島町大字美田セト通称マツタケ鼻に設置した標柱

基点第 721 号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱

ア 基点第 720 号から 270 度 250 メートルの点

イ 基点第 721 号から 270 度 300 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 720 号 北緯 36 度 5 分 20.8 秒 東経 133 度 0 分 20.5 秒

基点第 721 号 北緯 36 度 4 分 57.4 秒 東経 133 度 0 分 20.3 秒

ア 北緯 36 度 5 分 20.8 秒 東経 133 度 0 分 10.4 秒

イ 北緯 36 度 4 分 57.4 秒 東経 133 度 0 分 7.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 274 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 722 号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 722 号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱

基点第 723 号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻南側突端に設置した標柱

基点第 724 号 隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻南側突端に設置した標柱

点甲 基点第 723 号から 160 度 200 メートルの点

ア 基点第 722 号から 270 度 100 メートルの点

イ 点甲から 270 度 210 メートルの点

ウ 点甲から 270 度 410 メートルの点

エ 基点第 724 号から 308 度 240 メートルの点

オ エから 90 度の線が最大高潮時海岸線と接する点

(参考値) 緯度・経度

基点第 722 号 北緯 36 度 4 分 57.4 秒 東経 133 度 0 分 20.3 秒

ア 北緯 36 度 4 分 57.4 秒 東経 133 度 0 分 15.9 秒

イ 北緯 36 度 4 分 50.3 秒 東経 133 度 0 分 17.8 秒

ウ 北緯 36 度 4 分 50.3 秒 東経 133 度 0 分 11.4 秒

エ 北緯 36 度 4 分 31.0 秒 東経 133 度 0 分 20.6 秒

オ 北緯 36 度 4 分 31.0 秒 東経 133 度 0 分 26.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第 275 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字美田ナガハマ地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線と  
によって囲まれた区域

ア 北緯 36 度 4 分 8.5 秒 東経 133 度 3 分 9.7 秒

イ 北緯 36 度 4 分 7.8 秒 東経 133 度 3 分 11.7 秒

ウ 北緯 36 度 4 分 57.7 秒 東経 133 度 3 分 26.8 秒

エ 北緯 36 度 4 分 58.5 秒 東経 133 度 3 分 25.3 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町大字美田

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

## ◎公示番号 区第 276 号

- (ア) 漁場の位置 隠岐郡知夫村津上り地先  
(イ) 漁場の区域 次の基点第 725 号及び基点第 726 号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線と  
によって囲まれた区域

基点第 725 号 隠岐郡知夫村長尾鼻に設置した標柱

基点第 726 号 隠岐郡知夫村津上り鼻に設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第 725 号 北緯 36 度 0 分 4.0 秒 東経 133 度 2 分 18.6 秒

基点第 726 号 北緯 36 度 0 分 11.6 秒 東経 133 度 2 分 23.1 秒

- (ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

- (オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- (カ) 関係地区 隠岐郡知夫村

- (キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

## ◎公示番号 区第 277 号

- (ア) 漁場の位置 隠岐郡知夫村散田地先

- (イ) 漁場の区域 次の基点第 727 号及び基点第 728 号を結んだ線並びに基点第 729 号、ア、  
イ及び基点第 730 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた  
区域

基点第 727 号 隠岐郡知夫村散田に設置した標柱

基点第 728 号 隠岐郡知夫村大赤島北端に設置した標柱

基点第 729 号 隠岐郡知夫村大赤島東端に設置した標柱

基点第 730 号 隠岐郡知夫村散田コシンヤ島付近に設置した標柱

ア 基点第 729 号から 90 度 200 メートルの点

イ 基点第 730 号から 90 度 250 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 727 号 北緯 36 度 0 分 21.4 秒 東経 133 度 2 分 25.7 秒

基点第 728 号 北緯 36 度 0 分 17.9 秒 東経 133 度 2 分 29.0 秒

基点第 729 号 北緯 36 度 0 分 17.8 秒 東経 133 度 2 分 29.4 秒

基点第 730 号 北緯 36 度 0 分 22.9 秒 東経 133 度 2 分 27.9 秒

ア 北緯 36 度 0 分 17.8 秒 東経 133 度 2 分 37.4 秒

イ 北緯 36 度 0 分 22.9 秒 東経 133 度 2 分 37.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡知夫村

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第278号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡知夫村島津島地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第731号、基点第732号及び基点第733号の各点を順次に結んだ線並びに基点第734号及び基点第735号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第731号 隠岐郡知夫村島津島カトガ鼻に設置した標柱

基点第732号 隠岐郡知夫村島津島サザエ島東端に設置した標柱

基点第733号 隠岐郡知夫村島津島大頭東端に設置した標柱

基点第734号 隠岐郡知夫村島津島大頭西端に設置した標柱

基点第735号 隠岐郡知夫村島津島大頭側に設置した標柱

（参考値）緯度・経度

基点第731号 北緯36度0分8.6秒 東経133度3分15.9秒

基点第732号 北緯36度0分3.3秒 東経133度3分16.1秒

基点第733号 北緯35度59分39.2秒 東経133度3分11.8秒

基点第734号 北緯35度59分40.8秒 東経133度3分9.5秒

基点第735号 北緯35度59分39.5秒 東経133度3分8.8秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡知夫村

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第279号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡知夫村橋口地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線と  
によって囲まれた区域

- ア 北緯 36 度 0 分 5.5 秒 東経 133 度 3 分 21.4 秒
- イ 北緯 36 度 0 分 5.4 秒 東経 133 度 3 分 19.5 秒
- ウ 北緯 35 度 59 分 58.6 秒 東経 133 度 3 分 19.0 秒
- エ 北緯 35 度 59 分 58.0 秒 東経 133 度 3 分 19.9 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡知夫村

(キ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第280号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡知夫村ウデ島地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第737号、ア、イ、ウ及び基点第738号の各点を順次に結んだ線  
並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第736号 隠岐郡知夫村古海弁天鼻北端に設置した標柱

基点第737号 隠岐郡知夫村ウデ島南端に設置した標柱

基点第738号 隠岐郡知夫村ウデ島北端に設置した標柱

ア 基点第737号から183度20メートルの点

イ 基点第736号から3度130メートルの点

ウ 基点第736号から3度230メートルの点

（参考値）緯度・経度

基点第737号 北緯36度1分55.2秒 東経133度1分13.3秒

基点第738号 北緯36度1分58.2秒 東経133度1分12.9秒

ア 北緯36度1分52.8秒 東経133度1分13.2秒

イ 北緯36度1分52.7秒 東経133度1分26.1秒

ウ 北緯36度1分57.8秒 東経133度1分26.4秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡知夫村

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 281 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡知夫村御越鼻地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 740 号、ア、イ及び基点第 741 号の各点を順次に結んだ線並びに隠岐郡知夫村仁夫里赤島防波堤南側の線とによって囲まれた区域

基点第 739 号 隠岐郡知夫村ハナレ瀬東端に設置した標柱

基点第 740 号 隠岐郡知夫村仁夫里、赤島防波堤に設置した標柱

基点第 741 号 隠岐郡知夫村仁夫里、赤島防波堤突端に設置した標柱

ア 基点第 739 号から 84 度 60 メートルの点

イ 基点第 739 号から 84 度 160 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 740 号 北緯 36 度 0 分 16.6 秒 東経 133 度 1 分 54.5 秒

基点第 741 号 北緯 36 度 0 分 15.8 秒 東経 133 度 1 分 57.8 秒

ア 北緯 36 度 0 分 0.0 秒 東経 133 度 1 分 53.2 秒

イ 北緯 36 度 0 分 0.2 秒 東経 133 度 1 分 58.0 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡知夫村

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 282 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隱岐の島町飯田津の井亀島地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びにカ、キ及びクの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯 36 度 12 分 33.0 秒 東経 133 度 20 分 44.2 秒

イ 北緯 36 度 12 分 33.0 秒 東経 133 度 20 分 31.9 秒

ウ 北緯 36 度 12 分 13.3 秒 東経 133 度 20 分 25.7 秒

エ 北緯 36 度 12 分 15.2 秒 東経 133 度 20 分 37.6 秒

オ 北緯 36 度 12 分 21.3 秒 東経 133 度 20 分 42.4 秒

- カ 北緯 36 度 12 分 25.6 秒 東経 133 度 20 分 46.2 秒  
キ 北緯 36 度 12 分 27.1 秒 東経 133 度 20 分 52.8 秒  
ク 北緯 36 度 12 分 27.5 秒 東経 133 度 20 分 55.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- (オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- (カ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町東町、中町、西町及び港町

(キ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。  
(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第321号

- (ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先

- (イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第742号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱

基点第743号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻南側突端に設置した標柱

点甲 基点第743号から160度200メートルの点

ア 基点第742号から270度100メートルの点

イ 基点第742号から270度300メートルの点

ウ 点甲から270度410メートルの点

エ 点甲から270度210メートルの点

（参考値）緯度・経度

ア 北緯 36 度 4 分 57.4 秒 東経 133 度 0 分 15.9 秒

イ 北緯 36 度 4 分 57.4 秒 東経 133 度 0 分 7.9 秒

ウ 北緯 36 度 4 分 50.3 秒 東経 133 度 0 分 11.4 秒

エ 北緯 36 度 4 分 50.3 秒 東経 133 度 0 分 17.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（くろまぐろ小割り式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- (オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- (カ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

(キ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。  
(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

(3) この漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、その規模を超えない範囲で、生け簀の形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。

形状：正八角形

規格：一辺 19.5 メートル

台数：2 台

#### ◎公示番号 区第 322 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字美田セト弁天鼻地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及び基点第 744 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 744 号 隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻南西端に設置した標柱

ア イから 90 度の線が最大高潮時海岸線と接する点

イ 基点第 744 号から 308 度 240 メートルの点

ウ 基点第 744 号から 301 度 200 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点 744 号 北緯 36 度 4 分 26.0 秒 東経 133 度 0 分 28.1 秒

ア 北緯 36 度 4 分 31.0 秒 東経 133 度 0 分 26.8 秒

イ 北緯 36 度 4 分 31.0 秒 東経 133 度 0 分 20.6 秒

ウ 北緯 36 度 4 分 30.1 秒 東経 133 度 0 分 22.6 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（魚類小割り式養殖業）

漁業時期：1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

#### ◎公示番号 区第 323 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町大字美田波止地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 36 度 3 分 44.9 秒 東経 133 度 1 分 18.5 秒

イ 北緯 36 度 3 分 41.4 秒 東経 133 度 1 分 07.4 秒

ウ 北緯 36 度 3 分 53.4 秒 東経 133 度 1 分 01.5 秒

エ 北緯 36 度 3 分 57.1 秒 東経 133 度 1 分 12.6 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（くろまぐろ小割り式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和8年5月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田

(キ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
- (3) この漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、その規模を超えない範囲で、生け簀の形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。

形状：円形

規格：直径50メートル

台数：3台

③ 共同漁業

◎公示番号 共第40号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町大久、釜、犬来、飯田、東郷、東町、中町、西町、港町、下西、西田、今津、岬町及び加茂地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第71号から160度の線、基点第72号及びアを結んだ線並びに基点第73号から69度の方位との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）と距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第71号 隠岐郡隠岐の島町加茂、蛸木界（旧西郷町、旧都万村界）に設置した標柱

基点第72号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）に設置した標柱

基点第73号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）松島東北端に設置した標柱

ア 基点第72号から26度松島と接する点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月15日から6月10日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで
	もずく漁業	4月1日から10月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町大久、釜、犬来、飯田、東郷、東町、中町、西町、港町、下西、有木、池田、上西、栄町、城北町、原田、平、西田、今津、岬町及び加茂

◎公示番号 共第41号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町卯敷、布施及び飯美地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第72号及びアを結んだ線、基点第73号から69度の方向、ウ及びイを結んだ線並びにイから39度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

基点第72号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）に設置した標柱

基点第73号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）松島北東端に設置した標柱

基点第74号 隠岐郡隠岐の島町飯美出島西端に設置した標柱

ア 基点第72号から26度松島と接する点

イ 基点第74号から264度10メートルの点

ウ イから219度対岸と接する点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第一種共同漁業	わかめ漁業	1月15日から6月10日まで
---------	-------	----------------

	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
--	--------	------------------

	てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで
--	--------	---------------

	もずく漁業	4月1日から10月31日まで
--	-------	----------------

	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
--	-------	------------------

	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
--	-------	----------------

	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
--	-------	-----------------

	うに漁業	1月1日から12月31日まで
--	------	----------------

	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
--	------	----------------

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町卯敷、布施及び飯美

◎公示番号 共第42号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町元屋、中村、湊、西村及び伊後地先

(イ) 漁場の区域 次のア及びイを結んだ線、アから39度の方向並びに基点75号から344度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第74号 隠岐郡隠岐の島町飯美出島西端に設置した標柱

基点第75号 隠岐郡隠岐の島町伊後、久見界（旧西郷町、旧五箇村界）に設置した標柱

ア 基点第 74 号から 264 度 10 メートルの点

イ アから 219 度対岸に接する点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月 15 日から 6 月 10 日まで
	いわのり漁業	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
	てんぐさ漁業	3 月 1 日から 8 月 31 日まで
	もずく漁業	4 月 1 日から 10 月 31 日まで
	あわび漁業	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで
	さざえ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	たこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町元屋、中村、湊、西村及び伊後

◎公示番号 共第 43 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町久見、代、北方及び南方地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 75 号から 344 度の方向及び基点第 76 号から 279 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによって囲まれた区域  
基点第 75 号 隠岐郡隠岐の島町久見、伊後界（旧五箇村、旧西郷町界）に設置した標柱  
基点第 76 号 隠岐郡隠岐の島町北方、藏田界（旧五箇村、旧都万村界）に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月 15 日から 6 月 10 日まで
	いわのり漁業	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
	てんぐさ漁業	3 月 1 日から 8 月 31 日まで
	もずく漁業	4 月 1 日から 10 月 31 日まで
	あわび漁業	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで
	さざえ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	たこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町久見、代、山田、郡、小路、那久路、苗代田、北方及び南方

◎公示番号 共第 44 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木地先（大森島、舟島、くり島及び音部島を除く。）

(イ) 漁場の区域 次の基点第 76 号から 279 度の方向及び基点第 71 号から 160 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによって囲まれた区域  
基点第 71 号 隠岐郡隠岐の島町蛸木、加茂界（旧都万村、旧西郷町界）に設置した標柱  
基点第 76 号 隠岐郡隠岐の島町蔵田、北方界（旧都万村、旧五箇村界）に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月 15 日から 6 月 10 日まで
	いわのり漁業	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
	てんぐさ漁業	3 月 1 日から 8 月 31 日まで
	もずく漁業	4 月 1 日から 10 月 31 日まで
	あわび漁業	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで
	さざえ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	たこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木

◎公示番号 共第 45 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町音部島地先

(イ) 漁場の区域 隠岐郡隠岐の島町音部島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月 15 日から 6 月 10 日まで
	いわのり漁業	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
	てんぐさ漁業	3 月 1 日から 8 月 31 日まで
	もずく漁業	4 月 1 日から 10 月 31 日まで
	あわび漁業	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで
	さざえ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	たこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木

◎公示番号 共第46号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町大森島、舟島及びくり島地先

(イ) 漁場の区域 隠岐郡隠岐の島町大森島、舟島及びくり島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月15日から6月10日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで
	もずく漁業	4月1日から10月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木

◎公示番号 共第47号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田地先（松島及び二股島を除く。）

(イ) 漁場の区域 次の基点第79号から264度の方向及び基点第80号から103度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第77号及び基点第78号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第77号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱

基点第78号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱

基点第79号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱

基点第80号 隠岐郡海士町大字海士、知々井界に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月15日から6月10日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで
	もずく漁業	4月1日から10月31日まで

あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡海士町大字海士、福井、宇受賀及び豊田

#### ◎公示番号 共第48号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町松島地先

(イ) 漁場の区域 隠岐郡海士町松島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月15日から6月10日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで
	もずく漁業	4月1日から10月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田

#### ◎公示番号 共第49号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大礁

(イ) 漁場の区域 次のアを中心とした半径500メートルの区域

基点第81号 隠岐郡海士町大字豊田亀高鼻に設置した標柱

基点第82号 隠岐郡海士町小森島北端に設置した標柱

ア 基点第81号から17度の線と基点第82号から89度の線との交点

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月15日から6月10日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田

◎公示番号 共第 50 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町二股島地先

(イ) 漁場の区域 隠岐郡海士町二股島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距  
岸 500 メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月 15 日から 6 月 10 日まで
	いわのり漁業	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
	てんぐさ漁業	3 月 1 日から 8 月 31 日まで
	もずく漁業	4 月 1 日から 10 月 31 日まで
	あわび漁業	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで
	さざえ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	たこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田

◎公示番号 共第 51 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字知々井、御波及び崎地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 79 号から 264 度の方向及び基点第 80 号から 103 度の方向と  
の二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによ  
って囲まれた区域

基点第 79 号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱

基点第 80 号 隠岐郡海士町大字知々井、海士界に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月 15 日から 6 月 10 日まで
	いわのり漁業	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
	てんぐさ漁業	3 月 1 日から 8 月 31 日まで
	もずく漁業	4 月 1 日から 10 月 31 日まで
	あわび漁業	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで
	さざえ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	たこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡海士町大字知々井、御波及び崎

◎公示番号 共第52号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町地先（星ノ神島を除く。）

(イ) 漁場の区域 隠岐郡西ノ島町周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域。ただし、次の基点第77号及び基点第78号を結んだ線及び基点第83号から235度30分の線並びに最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第77号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱

基点第78号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱

基点第83号 隠岐郡西ノ島町大字美田雉ヶ鼻に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月15日から6月10日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで
	もずく漁業	4月1日から10月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町

◎公示番号 共第53号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町星ノ神島地先

(イ) 漁場の区域 隠岐郡西ノ島町星ノ神島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月15日から6月10日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで
	もずく漁業	4月1日から10月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町

◎公示番号 共第54号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡知夫村地先

(イ) 漁場の区域 隠岐郡知夫村周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域。ただし、次の基点第83号から235度30分の線及び最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第83号 隠岐郡西ノ島町大字美田雉ヶ鼻に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月15日から6月10日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで
	もずく漁業	4月1日から10月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡知夫村

◎公示番号 共第55号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町竹島（男島（西島）、女島（東島）及びその沿岸島しょを含む。）地先

(イ) 漁場の区域 隠岐郡隠岐の島町竹島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月15日から6月10日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡

◎公示番号 共第135号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町大久、釜、犬来、飯田、東郷、東町、中町、西町、港町、下西、西田、今津、岬町及び加茂地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第71号から160度の線、基点第72号及びアを結んだ線並びに基点第73号から69度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

基点第71号 隠岐郡隠岐の島町加茂、蛸木界（旧西郷町、旧都万村界）に設置した標柱

基点第72号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）に設置した標柱

基点第73号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）松島北東端に設置した標柱

ア 基点第72号から26度松島と接する点

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町大久、釜、犬来、飯田、東郷、東町、中町、西町、港町、下西、有木、池田、上西、栄町、城北町、原田、平、西田、今津、岬町及び加茂

(カ) 条件 雜魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第136号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町卯敷、布施及び飯美地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第72号及びアを結んだ線、基点第73号から69度の方向、ウ及びイを結んだ線並びにイから39度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第72号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）に設置した標柱

基点第73号 隠岐郡隠岐の島町大久、卯敷界（旧西郷町、旧布施村界）松島北東端に設置した標柱

基点第74号 隠岐郡隠岐の島町飯美出島西端に設置した標柱

ア 基点第72号から26度松島と接する点

イ 基点第74号から264度10メートルの点

ウ イから219度対岸と接する点

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町卯敷、布施及び飯美

(カ) 条件 雜魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第137号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町元屋、中村、湊、西村及び伊後地先

(イ) 漁場の区域 次のア及びイを結んだ線、アから39度の方向並びに基点第75号から344度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第74号 隠岐郡隠岐の島町飯美出島西端に設置した標柱

基点第75号 隠岐郡隠岐の島町伊後、久見界（旧西郷町、旧五箇村界）に設置した標柱

ア 基点第74号から264度10メートルの点

イ アから219度対岸に接する点

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町元屋、中村、湊、西村及び伊後

(カ) 条件 雜魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第138号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町久見、代、北方及び南方地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第75号から344度の方向及び基点第76号から279度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第75号 隠岐郡隠岐の島町久見、伊後界（旧五箇村、旧西郷町界）に設置した標柱

基点第76号 隠岐郡隠岐の島町北方、蔵田界（旧五箇村、旧都万村界）に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町久見、代、山田、郡、小路、那久路、苗代田、北方及び南方

(カ) 条件 雜魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第139号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木地先（大森島、舟島、くり島及び音部島を除く。）

(イ) 漁場の区域 次の基点第76号から279度の方向及び基点第71号から160度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域  
基点第71号 隠岐郡隠岐の島町蛸木、加茂界（旧都万村、旧西郷町界）に設置した標柱  
基点第76号 隠岐郡隠岐の島町蔵田、北方界（旧都万村、旧五箇村界）に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木

(カ) 条件 雜魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第140号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町音部島地先

(イ) 漁場の区域 隠岐郡隠岐の島町音部島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	
(オ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木	
(カ) 条件 雜魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中綱の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。	

◎公示番号 共第141号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡隠岐の島町大森島、舟島及びくり島地先
(イ) 漁場の区域 隠岐郡隠岐の島町大森島、舟島及びくり島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域
(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
(オ) 関係地区 隠岐郡隠岐の島町蔵田、油井、那久、都万、津戸及び蛸木		
(カ) 条件 雜魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中綱の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。		

◎公示番号 共第142号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田地先（松島及び二股島を除く。）
(イ) 漁場の区域 次の基点第79号から264度の方向及び基点第80号から103度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第77号及び基点第78号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第77号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱

基点第78号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱

基点第79号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱

基点第80号 隠岐郡海士町大字海士、知々井界に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで

雑魚固定式さし網漁業 1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
(オ) 関係地区 隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田  
(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第143号

- (ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町松島地先  
(イ) 漁場の区域 隠岐郡海士町松島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域  
(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
(オ) 関係地区 隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田  
(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第144号

- (ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大礁  
(イ) 漁場の区域 次のアを中心とした半径500メートルの区域  
基点第81号 隠岐郡海士町大字豊田亀高鼻に設置した標柱  
基点第82号 隠岐郡海士町小森島北端に設置した標柱  
ア 基点第81号から17度の線と基点第82号から89度の線との交点  
(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
(オ) 関係地区 隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田  
(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第145号

- (ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町二股島地先

(イ) 漁場の区域 隠岐郡海士町二股島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距  
岸 500 メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田

(カ) 条件 雜魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子  
方仕立上がり）300 メートル、網丈 6.6 メートル以内及び網目 6 センチメートル以上にしな  
ければならない。

#### ◎公示番号 共第 146 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡海士町大字知々井、御波及び崎地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 79 号から 264 度の方向及び基点第 80 号から 103 度の方向と  
の二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによ  
って囲まれた区域

基点第 79 号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱

基点第 80 号 隠岐郡海士町大字知々井、海士界に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡海士町大字知々井、御波及び崎

(カ) 条件 雜魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子  
方仕立上がり）300 メートル、網丈 6.6 メートル以内及び網目 6 センチメートル以上にしな  
ければならない。

#### ◎公示番号 共第 147 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町地先（星ノ神島を除く。）

(イ) 漁場の区域 隠岐郡西ノ島町周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500  
メートルの線によって囲まれた区域。ただし、次の基点第 77 号及び基点第 78 号を結んだ線  
及び基点第 83 号から 235 度 30 分の線並びに最大高潮時海岸線から距岸 500 メートルの線  
とによって囲まれた区域を除く。

基点第 77 号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱

基点第 78 号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱

基点第 83 号 隠岐郡西ノ島町大字美田雉ヶ鼻に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町

(カ) 条件 雜魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第 148 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡西ノ島町星ノ神島地先

(イ) 漁場の区域 隠岐郡西ノ島町星ノ神島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 隠岐郡西ノ島町

(カ) 条件 雜魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第 149 号

(ア) 漁場の位置 隠岐郡知夫村地先

(イ) 漁場の区域 隠岐郡知夫村周囲最大高潮時沿岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線によって囲まれた区域。ただし、次の基点第83号から235度30分の線及び最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第 83 号 隠岐郡西ノ島町大字美田雉ヶ鼻に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (オ) 関係地区 隠岐郡知夫村
- (カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）300メートル、網丈6.6メートル以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

## 2. 類似漁業権以外の漁業権

区第103号、区第245-2号、区第246-2号、区第272号、区第275号、区第279号、  
区第282号、区第323号

(付記)

漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

漁場の区域の表示に用いる緯度・経度は、世界測地系とする。